

「在職老齢厚生年金制度」・65歳以上年金減額基準結局据え置き・

60～64歳 月47万円に減額基準引き上げ

在職老齢厚生年金制度は賃金と年金月額がある一定の基準を超えると年金額が減額調整される制度。現在、年金受給者のうち108万人が支給減額の対象になっているという。

生産年齢人口の減少を背景に高齢者の就業促進は政府の重要課題であった。

高齢者にもっと働いて貰いたいとの要望がある中、月収基準による減額制度が高齢者の就業意欲を阻害しているとの指摘があり政府は6月に決めた骨太の方針で、この制度の廃止も含めて見直しを急いでいた。

それを踏まえて検討されていた65歳上の年金減額基準額の見直しではあったが、抑制効果対象者数も確認されておらず与党内に「高所得者優遇」との批判がでて意見対立が収まらず改革を急ぐことに否定的な意見が強く、結局据え置き現状維持の方向で決着しそうだ。

次の通常国会で年金改正法案が審議され、厚労省は、60～64歳では減額基準引き上げは一定の就業促進効果があるとの根拠を示し現行の28万円超から47万円超に引き上げられる見込みである。

厚生年金の短時間労働者への適用拡大も調整段階に入っており、現在の501人以上から2022年10月から101人以上、24年10月から51人以上へと2段階で適用を広げていく案が出ている。

【2019/11/26 特定社会保険労務士 小山 繁雄】

■ **就業規則のご相談**    ■ **雇用契約書作成・雇入れ通知書等のご相談は**

特定社会保険労務士事務所    小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =